

令和3年度
糸島市一般廃棄物処理実施計画

糸 島 市
市民部生活環境課

目 次

第 1	計画の期間	1
第 2	計画処理量	1
第 3	処理計画	
1	ごみ処理実施計画	
(1)	ごみの排出抑制・再資源化計画	
①	排出抑制の方法	1
②	再資源化の方法及び予測量	2
(2)	収集・運搬計画	
①	廃棄物の種類ごとの計画収集量	3
②	一般家庭のごみの収集方法	3
③	事業所ごみ	4
④	包装容器の拠点回収	4
⑤	散乱ごみの処理	4
⑥	ごみの収集区域割	5
(3)	ごみの排出に当たっての市民・事業者の責務等	
①	家庭系ごみの排出	6
②	事業系ごみの排出	7
2	生活排水処理実施計画	
(1)	し尿（くみ取り）及び浄化槽汚泥の処理計画	
①	収集・運搬計画	8
②	し尿収集区域割	8
③	浄化槽汚泥（一般家庭のグリストラップのグリスを含む。）の収集	9
④	中間処理及び最終処分	9
(2)	生活排水の処理計画	9
(3)	市民・事業者の責務等	9
3	実施に関する細目	10
4	ごみ処理計画	
(1)	ごみ処理量	10

(2) 中間処理計画	
① 再資源化の方法及び予測量	10
② 可燃ごみの処理方法	11
③ 資源ごみ・その他燃えないごみの処理方法	11
④ 粗大ごみの処理方法	11
(3) 最終処分計画	12

5 し尿及び浄化槽汚泥計画

(1) し尿及び浄化槽汚泥処理量	12
(2) 中間処理計画	12

令和3年度糸島市一般廃棄物処理実施計画

本市における一般廃棄物処理実施計画を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3及び糸島市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成22年糸島市条例第108号）第14条の規定に基づき、次のとおり定める。

記

第1 計画の期間

計画の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

第2 計画処理量

- 1 ごみ（一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を含む。）・・・34,020 t
- 2 し尿及び浄化槽汚泥・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32,549kl

第3 処理計画

次に掲げる実施計画に基づき、一般廃棄物を収集運搬し、処分する。

1 ごみ処理実施計画

(1) ごみの排出抑制・再資源化計画

① 排出抑制の方法

ア 地域活動を活発化するとともに、ごみ減量・資源化の取組みとあわせて限りある資源の有効活用を促進する。

イ 生ごみ減量化器材購入等補助制度を推進し、生ごみ堆肥化容器などを活用したごみの排出抑制を図る。

ウ 資源回収団体の設立を促進し、集団回収による奨励補助制度を活用してごみ減量・資源化の取組みを促進する。なお、市民が随時リサイクル可能な拠点として、校区などを単位に回収資源の一時保管倉庫を計画的に設置・整備する。

エ 公共施設を中心に、トレー・牛乳パックの包装容器の拠点回収を推進する。なお、拠点回収の箇所数を計画的に増やし、市民の利便性を図り、リサイクルを推進する。

オ スーパーや大型小売店等に対し、トレー・牛乳パックなどの店頭回収や簡易包装・買物袋持参運動の推進を働きかけるとともに、食品ロス削減の啓発資材の作成、配布を行うことにより事業所ごみの減量・資源化を促進する。

② 再資源化の方法及び予測量

ア 資源回収活動の奨励補助による再資源化

(令和3年2月末の登録261団体)

古紙類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1,800 t

その他

古布類、アルミ缶及びリターナブル瓶は、補助対象とはしないが資源化を推進する。

イ 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）に基づく家電4品目（『エアコン』『テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）』『電気冷蔵庫・電気冷凍庫』『電気洗濯機・衣類乾燥機』をいう。以下同じ。）については、消費者は取扱店等に引き渡し、取扱店等は、これを回収するとともに指定引取場所まで運搬する。なお、製造者は、これを再商品化する。

ウ 糸島市クリーンセンター内のリサイクルプラザで、容器包装廃棄物分別収集計画とあわせ、次の要領で資源化を図る。なお、公共施設等で拠点回収したトレー・牛乳パックも糸島市クリーンセンターに搬入し資源化する。

搬入ごみからの資源化

- ・資源ごみ（スチール製・アルミ製の缶、ペットボトル）
- ・カレット瓶（透明・茶色・その他に色分け）
- ・その他不燃ごみ（スチール・その他の非鉄金属）

粗大ごみで再利用が可能な家具、調度品等は、リサイクルプラザで、再商品化する。

エ 糸島市クリーンセンター内の溶融処理施設で、可燃ごみ、不燃残渣等を溶融処理して生成される「メタル」、「スラグ」、「溶融飛灰」については、全量資源化を行う。

(2) 収集・運搬計画

① 廃棄物の種類ごとの計画収集量

廃棄物の種類		計画収集量		
		生活系	事業系	計
収集するごみ	燃えるごみ	21,335 t	5,065 t	26,400 t
	資源ごみ	625 t	64 t	689 t
	その他燃えないごみ	1,259 t	106 t	1,365 t
	粗大ごみ	1,070 t	0 t	1,070 t
直接搬入ごみ	燃えるごみ	600 t	288 t	888 t
	資源ごみ	0 t	0 t	0 t
	粗大ごみ	2,280 t	180 t	2,460 t
	し尿汚泥	0 t	869 t	869 t
	医療廃棄物	0 t	9 t	9 t
	産業廃棄物	0 t	270 t	270 t
合計		27,169 t	6,851 t	34,020 t

② 一般家庭のごみの収集方法

廃棄物の種類	収集地域	収集方法
一般家庭から排出されるごみ（一部事業所の指定袋収集を含む）	燃えるごみ	本市全域 ステーション収集（困難な地域は一部戸別収集） (1) 地区ごと（一部は路線ごと）に収集曜日を定めて収集する。 (2) 収集回数は、週2回とし、収集計画に基づき収集する。 (3) 市民は、定められた収集場所に市指定のごみ袋で排出し、集積する。 (4) 収集したごみは、糸島市クリーンセンターへ搬入する。
	資源ごみ	本市全域 ステーション収集（困難な地域は一部戸別収集） (1) 市内全域で収集曜日を定めて収集する。 (2) 収集回数は、月2回とし、収集計画に基づき収集する。 (3) 市民は、定められた収集場所に市指定のごみ袋で排出し、集積する。 (4) 収集したごみは、糸島市クリーンセンターへ搬入する。
	その他燃えないごみ	本市全域 ステーション収集（困難な地域は一部戸別収集） (1) 市内全域で収集曜日を定めて収集する。 (2) 収集回数は、月2回とし、収集計画に基づき収集する。 (3) 市民は、定められた収集場所に市指定のごみ袋で排出し、集積する。 (4) 収集したごみは、糸島市クリーンセンターへ搬入する。

む。及び粗大ごみ	粗大ごみ	<p>本市全域</p> <p>有料シールによる戸別収集 (再資源化が可能な家電リサイクル法に基づく家電4品目は除く。) (1) 地域ごとに月1回の収集日を定めて収集する。 (2) 指定日の7日前までに予約し、市指定のシールを貼って、道路に面した自宅敷地内に排出する。 (3) 収集したごみは、糸島市クリーンセンターへ搬入する。</p>
----------	------	---

※ 飼い主のいない犬・猫等の動物死骸は、随時収集処理する。(私有地内は除く。)

③ 事業所ごみ

事業所(会社、商店、飲食店、病院、工場等)のごみは、自らの責任において適正に処理することを原則としているが、これができない場合は、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者と個別に契約し、収集を依頼する。排出方法は、一般家庭のごみと同様に分別し、事業所専用の市指定のごみ袋での敷地内収集とし、収集運搬手数料は、排出量に応じた個別の契約により定めるものとする。なお、通常排出の場合は、上記の方法で処理し、臨時ごみの場合は、糸島市クリーンセンターに自己搬入し、有料で処理するか、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集を有料で依頼する。

④ 包装容器の拠点回収

公共施設を中心に、トレー・牛乳パックの包装容器の拠点回収を行う。
回収は、原則として毎週1回の頻度で委託業者が回収し、糸島市クリーンセンターまで運搬する。なお、回収の拠点となる事業所の協力を求め、市民の利便性を図るとともに、市民啓発を図り、トレー・牛乳パックのリサイクルを推進する。

⑤ 散乱ごみの処理

散乱ごみのうち、環境美化などのボランティアで回収され、「散乱ごみ袋」に入れられたものは、一般廃棄物収集運搬業者のボランティアにより収集する。
市の環境パトロール車により不法投棄や散乱ごみとして回収したものは、直接糸島市クリーンセンターに搬入し、処理する。

⑥ ごみの収集区域割

(前原地域)

収集業者名	収集地域
(株)環境技研 (Tel322-1737)	波多江校区全域、東風校区全域、前原校区全域、前原南校区のうち上町、老松町、笹山町、篠原三及び中央の各行政区並びに伊都の杜一丁目及び二丁目1番から5番、南風校区のうち荻浦、南風台一・二丁目、南風台三丁目、南風台四丁目、南風台五丁目、南風台六・七丁目及び南風台八丁目の各行政区、加布里校区全域
(株)糸島環境開発 (Tel322-1411)	前原南校区のうち篠原一、篠原二及び西伏龍団地の各行政区並びに伊都の杜二丁目6番から12番及び三丁目、南風校区のうち多久、美咲が丘東及び美咲が丘西の各行政区、長糸校区全域、雷山校区全域、怡土校区全域

(志摩地域)

収集業者名	収集地域
(株)糸島環境開発 (Tel322-1411)	志摩地域

(二丈地域)

収集業者名	収集地域
(株)二丈環境整備 センター (Tel325-0163)	二丈地域

(3) ごみの排出に当たっての市民・事業者の責務等

① 家庭系ごみの排出

ア 排出に当たっては、分別を徹底し、地域の資源集団回収や生ごみの堆肥化・水切りなど、ごみの減量・資源化に努める。また、ごみは分別し、市指定のごみ袋で排出する。

イ ごみの分別は、収集運搬・処分時の事故防止及び資源化を容易にするため、燃えるごみ、資源ごみ及びその他燃えないごみに分別し、排出する。特に、資源ごみに入れる物は、蓋を取り除くとともに中を洗浄して排出する。なお、ペットボトルは、ラベルも取り除く。

ウ 排出の日時は、指定収集日の午前8時までとする。なお、長時間の放置が予想される場合は、ポリ容器やネットを使うなど、排出対策を行う。

エ 排出の場所は、道路に面した場所に設置したステーション内を原則とし、市は、ステーション整備のための助成を行う。また、市民は、ステーションの清潔保持に努める。

オ 引越し、片付け、災害、ボランティア等による臨時ごみは、燃えるごみ、資源ごみ、その他燃えないごみ及び粗大ごみに分別し、糸島市クリーンセンターに自己搬入する（引越し及び片付けによるものは有料）か、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集を依頼する。

カ 家電リサイクル法に基づく家電4品目については、家電リサイクル法の趣旨に基づき取扱店に引き渡し、資源化を図る。

キ 家庭用パソコンについては、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の趣旨に基づき、メーカー等の義務者や使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）により認定を受けた事業者を引き渡し、資源化を図る。

ク 使用済自動車については、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）の趣旨に基づき、引取業者に引き渡し、資源化を図る。

② 事業系ごみの排出

ア 排出に当たっては、分別を徹底し、地域の資源集団回収への協力や自社の資源回収、トレー・牛乳パックなどの店頭回収など、ごみの減量・資源化に努める。また、多量にごみを排出する事業者は、減量化計画の策定に努める。

イ ごみの分別は、収集運搬・処分時の事故防止及び資源化を容易にするため、一般家庭と同様に燃えるごみ、資源ごみ及びその他燃えないごみに分別し、事業所用の市指定のごみ袋で排出する。特に、資源ごみに入れる物は、蓋を取り除くとともに中を洗浄して排出する。なお、ペットボトルは、ラベルも取り除く。

ウ 排出の日時は、指定収集日の午前7時30分から午前8時までとする。なお、長時間の放置が予想される場合は、ポリ容器を使った排出などの対策を行う。

エ 排出の場所は、原則として事業所の敷地内とする。

オ 事業所から排出される臨時ごみ（一般廃棄物）は、燃えるごみ、資源ごみ、その他燃えないごみ及び粗大ごみに分別し、糸島市クリーンセンターに自己搬入し、有料で処分するか、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集を依頼する。

カ 家電リサイクル法に基づく家電4品目については、家電リサイクル法の趣旨に基づき取扱店に引き渡し、資源化を図る。

キ 事業用パソコンについては、資源有効利用促進法の趣旨に基づき、メーカー等の義務者に引き渡し、資源化を図る。

ク 使用済自動車については、自動車リサイクル法の趣旨に基づき、引取業者に引き渡し、資源化を図る。

2 生活排水処理実施計画

(1) し尿（汲取り）及び浄化槽汚泥の処理計画

① 収集・運搬計画

廃棄物の種類	収集区域	収集方法	計画量
し尿（浄化槽汚泥を含む。）	本市全域	<p>定期汲取り 市の収集運搬許可業者が、毎月1回、別に定める地域ごとに定めた日に汲取りを行う。</p> <p>臨時汲取り 引越し、下水道への切替えなどに伴い、臨時汲取りを必要とする場合は、便槽管理者の申込みがあった都度行う。</p> <p>浄化槽汚泥（一般家庭のグリストラップのグリリスを含む。） 市の収集運搬許可業者が、計画的に本市全域を収集し、糸島市し尿処理センターに搬入する。</p>	<p>生し尿 16,285kl</p> <p>浄化槽汚泥 16,264kl （一般家庭のグリストラップのグリリスを含む。）</p>

② し尿収集区域割

(前原地域)

収集業者名	収集区域
㈱環境技研 (Tel.322-1737)	波多江校区全域、東風校区全域、前原校区全域、前原南校区のうち上町、老松町、笹山町、篠原三及び中央の各行政区並びに伊都の杜一丁目及び二丁目1番から5番、南風校区のうち荻浦、南風台一・二丁目、南風台三丁目、南風台四丁目、南風台五丁目、南風台六・七丁目及び南風台八丁目の各行政区、加布里校区全域
㈱糸島環境開発 (Tel.322-1411)	前原南校区のうち篠原一、篠原二及び西伏龍団地の各行政区並びに伊都の杜二丁目6番から12番及び三丁目、南風校区のうち多久、美咲が丘東及び美咲が丘西の各行政区、長糸校区全域、雷山校区全域、怡土校区全域

(志摩地域)

収集業者名	収集区域
㈱糸島環境開発 (Tel.322-1411)	志摩地域

(二丈地域)

収集業者名	収集区域
(株)二丈環境整備 センター (Tel.325-0163)	二丈地域

③ 浄化槽汚泥（一般家庭のグリストラップのグリスを含む。）の収集

収集業者名	収集区域
(株)環境技研 (Tel.322-1737)	前原地域及び志摩地域
(株)糸島環境開発 (Tel.322-1411)	前原地域及び志摩地域
(株)二丈環境整備 センター (Tel.325-0163)	二丈地域
(株)九州事業 センター (Tel.521-2664)	本市全域

④ 中間処理及び最終処分

ア 中間処理

収集した「し尿」「浄化槽汚泥」「一般家庭のグリストラップのグリス」は、糸島市し尿処理センターに搬入し、一次処理を行い、下水道に放流する。

イ 最終処分

糸島市し尿処理センターで中間処理した汚泥・し渣は、糸島市クリーンセンターの溶融施設で処理を行う。

(2) 生活排水の処理計画

公共下水道、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設及び個別排水処理施設の整備を推進するとともに、排出者に対して生活雑排水からの汚濁物質の除去や浄化槽の適切な維持管理を指導し、適正な処理を促進する。

(3) 市民・事業者の責務等

ア し尿収集の申込み、変更、廃止などの手続を必ず行うこと。

イ 多量の水を使用する便器は、設置しないように努めること。

ウ 浄化槽管理者は、法令の定めるところにより浄化槽の清掃及び保守点検を実施するとともに、指定検査機関が行う定期検査（水質に関する検査）を毎年1回以上受けなければならない。

エ 生活排水の排出に当たっては、廃食用油や調理屑を除去することにより、放流水域の水質汚濁を防止するとともに、放流先水路（道路側溝）の環境美化に努めること。

3 実施に関する細目

この実施計画の実施に関する細目は、市長が別に定める。なお、ごみの排出方法は、別に定める「家庭ごみの正しい出し方」による。

4 ごみ処理計画

(1) ごみ処理量

廃棄物の種類	計画処理量
燃えるごみ	27,288 t
資源ごみ	689 t
その他燃えないごみ	1,365 t
粗大ごみ	3,529 t
その他ごみ	1,148 t

(2) 中間処理計画

① 再資源化の方法及び予測量

糸島市クリーンセンターにおいて、ごみ処理施設より発生するスラグ・メタル・溶融飛灰及び資源ごみ、その他燃えないごみ、粗大ごみからの金属等を回収し、再資源化を図る。

資源の種類	再資源化の量	資源の種類	再資源化の量
スチールプレス	41 t	スラグ	4,092 t
アルミプレス	79 t	メタル	603 t
ペットボトル	79 t	溶融飛灰	1,591 t
カレット	281 t	古紙類	12 t
二級鉄	276 t	家具類	8 t
牛乳パック	2 t	粗大金属	252 t
トレー	0.25 t	小型家電	17 t

② 可燃ごみの処理方法

ア 可燃ごみは、次に掲げるごみ処理施設により処理をする。

施設名	糸島市クリーンセンターごみ処理施設
所在地	糸島市志摩西貝塚122番地
型式	シャフト炉式ガス化溶融方式
処理能力	200 t/24h

イ 計画処理量 31,824 t

(可燃ごみ27,288 t・その他燃えないごみ1,279 t・粗大ごみ3,257 t)

ウ 発生する溶融飛灰は資源化する。

発生量：1,591 t

資源化方法：山元還元

エ 資源化物 6,286 t

(スラグ4,092 t・メタル603 t・溶融飛灰1,591t)

溶融生成物のスラグ及びメタルは業者に売却する。

③ 資源ごみ・その他燃えないごみの処理方法

ア 資源ごみ・その他燃えないごみは、次に掲げるリサイクルプラザにより処理をする。

施設名	糸島市クリーンセンターリサイクルプラザ
所在地	糸島市志摩西貝塚122番地
型式	手選別及び機械設備選別
処理能力	35 t/5 h

イ 計画処理量 2,054 t (資源ごみ689 t・その他燃えないごみ1,365 t)

ウ 処理内訳

資源化量：775 t

溶融処理：1,279 t

④ 粗大ごみの処理方法

ア 粗大ごみは、次に掲げる破碎設備により処理をする。

施設名	糸島市クリーンセンター粗破碎設備
所在地	糸島市志摩西貝塚122番地
型式	二軸回転剪断式
処理能力	12 t/5 h

イ 計画処理量 3,529 t

ウ 処理内訳

資源化量： 272 t

熔融処理：3,257 t

(3) 最終処分計画

糸島市クリーンセンターごみ処理施設で発生した熔融飛灰は資源化するが、資源化できない緊急時に埋立てを行う場合がある。

ア 埋立てが必要となった場合は、次に掲げる埋立処分地施設で埋立て処分する。

施設名	糸島市クリーンセンター埋立処分地施設
所在地	糸島市志摩西貝塚122番地
埋立面積	4,800㎡
埋立容量	25,600㎥

イ 浸出水は、浸出水処理施設で処理後、ごみ処理施設内に移送し、排ガス温度調節器で使用する。

5 し尿及び浄化槽汚泥計画

(1) し尿及び浄化槽汚泥処理量

生し尿 16,285kl

浄化槽汚泥 16,264kl (一般家庭のグリストラップのグリスを含む。)

(2) 中間処理計画

し尿、浄化槽汚泥の処理方法

ア し尿及び浄化槽汚泥は、次に掲げるし尿処理施設により処理をする。

施設名	糸島市し尿処理センター
所在地	糸島市前原1828番地1
型式	高負荷脱窒素処理方式+下水道放流
処理能力	し尿42kl/日 浄化槽汚泥54kl/日

イ 脱水汚泥は、糸島市クリーンセンターごみ処理施設で熔融処理をする。